

令和 7 年度  
水素まちづくり推進事業 業務委託仕様書

**1、業務名**

「水素まちづくり推進事業」に係る業務委託

**2、委託期間**

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 6 日(金)まで

**3、契約限度額**

14,971,000円（消費税込み）以下

**4、事業目的**

沖縄県は、その地理的特殊性から本土以上に化石燃料に依存しており、他のエネルギー活用の選択肢がない状況である。うるま市においては、沖縄のリーディング産業である国際物流拠点産業の集積地（中城湾港新港地区）が所在しており、立地企業の事業活動の安定性確保のためにもエネルギー環境の脆弱性を是正することが重大な課題となっている。

そういった中、水素等次世代エネルギーによる代替性の確保を図っていく必要があるが、本土からの海上輸送による物流コストが生じることや域内の市場規模が小さいことから、他県のような大規模な水素供給の体制を確立することが困難である。

本業務は、本市における地産地消型のモデルを構築し、立地企業の競争力を高め、「うるまの水素」を活用したまちづくりを推進することを目的とし、以下の取組を行う。

- ① 行政利用における実証実験の立案及び実施
- ② 供給側と需要側のマッチング（B to B）による実証実験計画の立案
- ③ 体験型の水素 PR イベントの実施

**5、事業内容**

(1) 事例収集整理

4、①～③に関する県内外・国外の事例を収集し、整理する。

(2) ヒアリング調査

① 県内の水素供給事業者へヒアリング調査を行い、水素供給の手法や費用、課題等を把握する。

② 市内の需要家となり得る事業者へのヒアリング調査を行い、潜在的なニーズや課題等を把握するとともに、水素供給事業者とのマッチングを行う（想定：20社程度）。

(3) 実証実験計画の立案

- ① 本事業で実施する行政（庁内）での水素利用の実証実験の計画を立案する。
- ② 次年度以降実施する供給側と需要側のマッチング（B to B）による実証実験の計画を立案する。

なお、①②における実証実験の実施方針（目的や手法、検証内容）については、提出された企画提案（特定テーマ）を踏まえて定める。

(4) 行政（庁内）での水素利用の実証実験

(3)①の計画を踏まえて、実証実験を実施し、検証を行う。

(5) 検討会（仮称）の開催

(3)(4)について検討を行うとともに、行政、水素供給事業者、需要事業者、学識者等による協力体制を構築するための検討会を3回開催する。検討会の内容は以下のとおり想定しているが、人選や開催時期を含む詳細は発注者と協議の上、決定する。

第1回：(3) ①②の実証実験計画の目的や手法、検証内容について

第2回：(3) ①の実証結果の振り返り、今後の課題について

第3回：水素まちづくりに向けた今後のロードマップ

(6) (1)～(5)を踏まえて、本市における地産地消型のモデル構築までのロードマップや課題等を検討する。

(7) 水素 PR イベントの実施

① 市民に広く PR するためのイベントを1回実施する。なお、イベントは市が実施する既存のイベントに体験型のブースを設置するかたちで行うことを想定する。詳細は、企画提案や発注者との協議を踏まえて決定する。

② ①の効果について、法人・市民アンケートを実施する等により検証を行う。

(8) 定例工程会議

調査職員と十分な打合せを行うものとし、時期及び回数は、以下のとおりとする。

業務着手時       ： 事前協議   1回

中間打合せ時     ： 中間報告   1回

報告時            ： 最終報告   1回

(9) 成果報告

・報告書【本編】       10部（くるみ製本・A4版）

・報告書【概要版】   10部（くるみ製本・A4版）

・電子データ（CD-R）   2枚（正・副）

## 6、提案に係る要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 当該委託事業の実施により得られた企業情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (2) 事業受託者は、当該委託事業の実施により得られた企業情報を、他に漏らしてはなら

ない。

- (3) 当該委託事業の実施により得られた特許権等の知的財産権は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。ただし、次のすべての要件を満たした場合、委託先に帰属させることが出来る。
- ① 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、うるま市に報告すること。
  - ② うるま市が公共の利益のために要請する場合、うるま市に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
  - ③ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、うるま市の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
  - ④ 委託先が知的財産権に関する事業を実施しなくなった場合、当該知的財産権を事業の目的に従い、うるま市が認める関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

## 7、対象経費

本業務の見積は、別紙「経費区分表」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ① 各経費は税抜き価格とし、合計額に別途消費税額を記載すること。
- ② 労働条件、市場情勢を踏まえ、適切な水準を設定し、根拠を明確にすること。
- ③ 直接人件費は、工種別に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記すること。
- ④ この事業の委託費用内で、必要な場合のみ宿泊費を計上すること。なお、宿泊地は市内の利用を原則とし、市外利用は視察時や必要最低限かつ明らか市外の宿泊が有利になる場合に限ること。
- ⑤ 業務遂行のために必要な消耗品は、市内の事業者から優先的に購入すること。但し、品質や価格等において市外製品が明らかに有利な場合は、その旨を明記の上、担当者と調整し購入すること。
- ⑥ 文書の印刷や製本における経費は、本委託業務の費用に含まれます。可能な限り経費を抑え、効率的な印刷製本を心掛けること。また、これらの作業についても、市内の業者を優先的に利用すること。ただし、印刷・製本の品質、納期等において市外の業者が明らかに有利である場合は、その旨を明確にし、担当者と調整すること。
- ⑦ 一般管理費は、直接人件費及び直接経費の10%を上限とし、再委託費は含まないこと。

なお、本業務の契約は概算契約とし、業務終了後、直接人件費及び直接経費については、実績により精算を行う。

## 8、業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止

業務の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、業務の主たる部分（※）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※業務の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

## 9、既存資料（計画、調査報告書等）の貸与について

本事業の実施にあたり参考となる以下の図書を貸与する。

(1) 第2次うるま市産業振興計画（R4.3）

(2) うるま市企業誘致推進事業（平安座地区における企業誘致推進に向けたポテンシャル調査）報告書（R5.3）

(3) うるま市産業集積基本構想（R7.3）

## 10、その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密な連携をもって業務を遂行しなければならない。
- (2) 本業務の成果物に対する契約不適合責任期間について、引渡しを受けた日から2年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合はうるま市経済産業部産業政策課と協議すること。